

弊社のインボイス制度対応について

お客様 各位

2023年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「インボイス制度」が導入されます。

一部サービスをご利用のお客様へ、インボイス制度への対応について下記にご案内いたします。

記

◆ トヨタモビリティ東京株式会社

適格請求書発行事業者 登録番号：T5010401042032

➤ 【メンテナンスパック・LCMPⅡ・保証がつくしプラン新車コース】にご加入・ご契約のお客様

⇒ 「補足事項通知書」をご用意しております。お手元の「納品請求書」と併せて保管ください。
また、解約の際には適格返還請求書(返還インボイス)をご用意いたします。

➤ 【車両リース】をご契約のお客様

⇒ お手元の「リース納品請求書」に弊社の適格請求書発行事業者登録番号が記載されていない場合は、**当該登録番号を追記**ください。

➤ 下取車 のあるお客様

⇒ **適格請求書発行事業者**の方は、弊社へ「**適格請求書**」をご発行願います。
ご準備をされていない場合は、弊社にてフォーマット(買取承諾書)をご用意しております。

➤ 自動車リサイクル法関連費用「資金管理料金」の仕入税額控除について

⇒ 自動車リサイクルシステムのウェブサイトに対応方法が掲載されております。

Click

[消費税のインボイス制度への対応について | 自動車リサイクルシステム \(jars.gr.jp\)](https://jars.gr.jp)

※上記の書類をお求めの際は、担当店舗にご連絡ください。

また、ご質問・ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

以上